

第4期播磨町障害者計画  
第7期播磨町障害福祉計画  
第3期播磨町障害児福祉計画  
(骨子案)

令和5年9月

播磨町



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の性格 .....	4
3. 計画の対象 .....	
4. 計画の期間 .....	
5. 計画の策定体制 .....	
第2章 播磨町の現状における課題 .....	
1. 統計データからみる町の状況 .....	
2. サービス等利用状況 .....	
3. ワークショップの結果からみる現状 .....	
4. アンケート調査結果 .....	
5. ヒアリング調査結果 .....	
6. 播磨町における課題 .....	
第3章 計画の基本的な考え方 .....	
1. 基本理念 .....	
3. 体系図(仮) .....	

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

我が国では、障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」を平成5年に定め、国や地方自治体に対して、障がいのある人のための施策に関する基本計画の策定を義務付けました。

この法律に基づき、国は「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年）や、「障害者基本計画（第2次）」（平成15年～24年）を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。また、平成23年の障害者基本法の改正では、「障害者の権利に関する条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れています。

そしてこの障害者基本法に基づき、平成30年には「障害者基本計画（第4次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを、基本理念として計画の目標に定めています。また、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」の策定が見込まれています。

またこの中で、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」、障がいのある人の尊厳を守る「障害者虐待防止法」等、障がいのある人に関わる様々な法律の改正、施行が行われました。

そして、障がいのある人が地域で生活する支援として「障害者総合支援法」の改正や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正は、地域共生社会の実現に向けた取り組みを大きく進展しています。

本町においては、平成30年に「第3期播磨町障害者計画・第5期播磨町障害福祉計画・第1期播磨町障害児福祉計画」を策定し、また令和3年には「第6期播磨町障害福祉計画・第2期播磨町障害児福祉計画」を策定しています。計画の見直しの時期である令和5年度までに、上記の通り、障がいのある人に関する様々な法整備が進んでいます。また、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、前計画の進捗状況を検証するとともに国や兵庫県の動向を踏まえて、新たに「第4期播磨町障害者計画」「第7期播磨町障害福祉計画・第3期播磨町障害児福祉計画」を策定します。

年	国	兵庫県	播磨町
平成5年 (1993年)	■ 障害者基本法の公布		
平成7年 (1995年)		●すこやかひょうご障害者福祉プランー兵庫県障害者福祉長期計画ーを策定	
平成13年 (2001年)	■	●兵庫県障害者プランを策定	
平成14年 (2002年)	■ 「障害者基本計画」を策定		
平成15年 (2003年)	■ 身体障害者及び知的障害者の福祉サービスについて、「措置制度」から「支援費制度」に移行		
平成16年 (2004年)	■ 「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立〔差別禁止理念の明示、障害者の日の障害者週間への拡大、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等〕 ■ 「発達障害者支援法」の成立		
平成17年 (2005年)	■ 「障害者自立支援法」の成立	●すこやかひょうご障害者福祉プランを策定 ●ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針を策定	
平成20年 (2008年)	■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布		
平成22年 (2010年)		●ひょうご障害者福祉プランーみんなが元気なひょうごをめざしてーを策定	
平成23年 (2011年)	■ 改正障害者基本法が公布・一部を除き施行 ■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）案」が参議院本会議において全会一致で可決成立		
平成24年 (2012年)	■ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）案」が衆議院本会議において全会一致で可決 ■ 障害者の法定雇用率を引き上げる政令が公布 ■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行 ■ 「障害者総合支援法」		○ 播磨町第2期障害者計画・第3期障害福祉計画を策定
平成25年 (2013年)	■ 「障害者基本計画（第3次）」閣議決定 ■ 障害者の法定雇用率が引き上げになる。 ■ 「障害者雇用促進法」改正 ■ 「障害者差別解消法」施行		
平成26年 (2014年)	■ 「障害者権利条約」国会承認 ■ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立		

年	国	兵庫県	播磨町
平成 27 年 (2015 年)		●ひょうご障害者福祉計画～自分で決める自分の生き方みんなてつなぐ共生の社会～を策定	○播磨町第 4 期障害福祉計画を策定
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行</li> <li>■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行(障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務)</li> <li>■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立</li> <li>■「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行</li> </ul>		
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障害者基本計画(第 4 次)」閣議決定</li> <li>■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行</li> <li>■改正社会福祉法の施行</li> <li>■「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行</li> <li>■「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例を制定</li> <li>●障害者等による情報の修得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例(ひょうご・スマイル条例)」を制定</li> </ul>	○播磨町第 3 期障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画を策定
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立</li> <li>■「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立</li> <li>■「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律」の施行</li> <li>■障がい福祉サービス等報酬改定</li> </ul>		
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行(一部令和元年 6 月 14 日、9 月 6 日施行)</li> </ul>		
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立(内閣府)</li> <li>■東京オリンピック・パラリンピックの開催</li> <li>■改正社会福祉法の施行</li> </ul>		○播磨町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画を策定
令和 4 年 (2022 年)			
令和 5 年 (2023 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「第 5 次障害者基本計画」を策定</li> <li>■「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」制定</li> </ul>		
令和 6 年 (2024 年)			

資料：障害者白書より

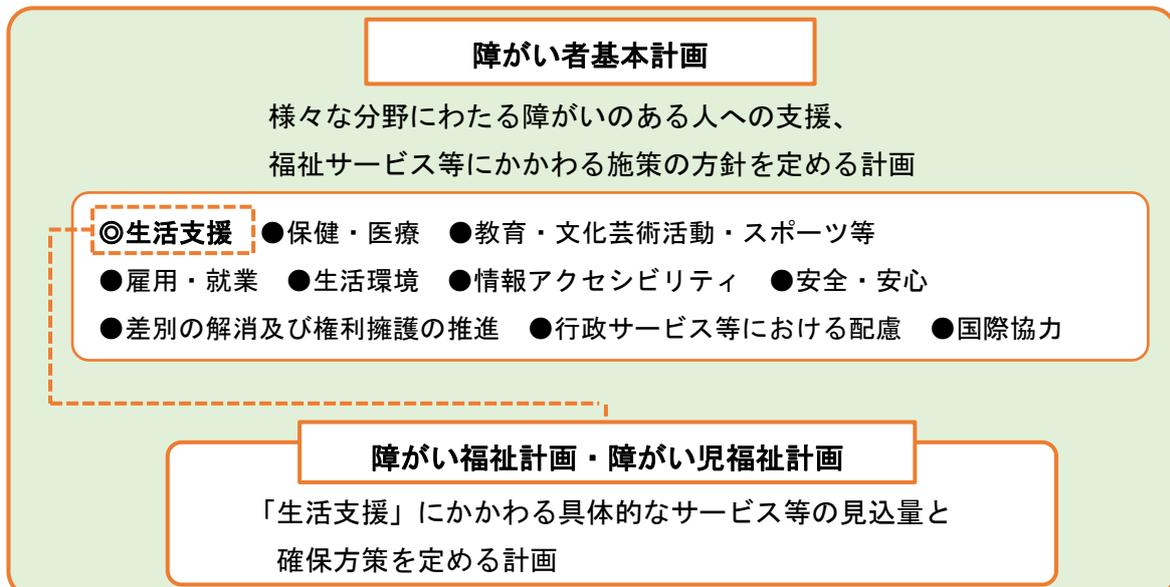
## 2. 計画の性格

### (1) 根拠法

障害者計画は、本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町が、それぞれに活動を行うための指針となります。

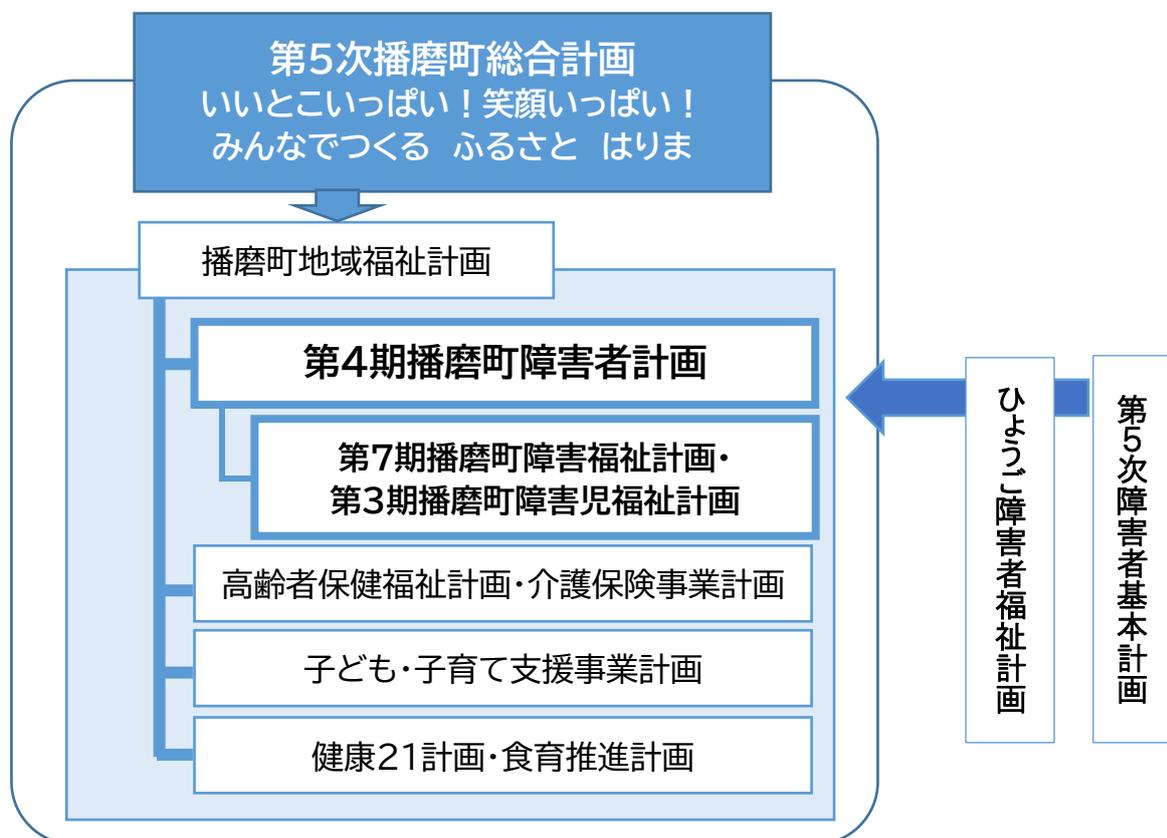
障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和6年度から令和8年度の障害福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画 (第5次) (令和5年度～)	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
県	ひょうご障害者福祉計画		
播磨町	第4期障害者基本計画	第7期障害福祉計画	第3期障害児福祉計画
計画期間		3年間	3年間



## (2)上位・関連計画

また、本計画は国の「第5次障害者基本計画」や兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」に基づくとともに、本町の最上位計画であり、まちづくりの基本方針である「第5次播磨町総合計画」、福祉分野における上位計画である「播磨町地域福祉計画」や、その他個別計画との連携・整合を図ります。



### 3. 計画の対象

計画における「障がいのある人」の定義は障害者基本法に則り次の通りです。

ただし、障がいのある人が地域で自立して健やかに暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす一人ひとりが障がいに対する理解を深めることが重要であるため、本計画は本町に住むすべての人を対象とします。

#### ■障がいのある人

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。

#### — 「障がい」の考え方について —

「障害者基本法」の改正(平成 23 ((2011)) 年)により、「障がい」のとらえ方が見直されました。それまでは、「障がい」とは本人の心身の状態に起因するものと定義(医学モデル)されていましたが、改正後は社会のさまざまな障壁が、障がいのある人の生きづらさ、暮らしづらさを生みだしているという考え方(社会モデル)に変わりました。

社会モデルの考え方では、例えば段差をなくす等社会のあり方を変えることにより、障がいのある人の生きづらさを軽減することができるようになります。なお、障がいのある人とは、障害者手帳をもっている人だけでなく、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人(発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含む)、その他の心や体の働きに障がい(難病に起因する障がいも含む)がある人で、障がいや社会の中にあるバリア(障壁)によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人(児童も含む)すべてを指します

### 4. 計画の期間

第4期播磨町障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、第7期播磨町障害福祉計画・第3期播磨町障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

	平成 30年	令和 1年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
地域福祉 計画							第1期地域福祉計画					
障害者 計画	播磨町第3期障害者計画						第4期障害者計画					
障害福祉 計画	第5期		第6期				第7期 障害福祉計画		第8期			
障害児 福祉計画	第1期		第2期				第3期 障害児福祉計画		第4期			

## 5. 計画の策定体制

庁内における前計画の事業評価に加え、播磨町地域自立支援協議会においてワークショップを行い、これまでの成果や課題をはじめ今後の障がい者施策などに対する提言を、本計画に反映しました。

また、障がいのある人や住民に対するアンケート調査を実施し、障がいのある人やその家族、地域住民の障がい福祉に関する意識やニーズ、課題等を明らかにし、本計画に反映させました。

さらに、学識経験者や保健医療・福祉関係者、障がいのある当事者を含む住民、団体関係者等による播磨町障害者福祉計画策定委員会を設置し、計画の内容についての審議を行い、そこで出された意見を反映させて、本計画を策定します。

## 第2章 本町の障がいのある人の現状

播磨町における現状や課題を把握するため、アンケートの実施、また自立支援協議会によるワークショップ、当事者団体によるヒアリングを行いました。

### 1. アンケート調査

令和4年度に3種類のアンケートを実施しました。

- ①播磨町にお住まいの18歳以上の人1,000人
- ②播磨町にお住まいの65歳未満の障害者手帳所持者、障害福祉サービス受給者、障害児通所支援受給者
- ③近隣3市2町(播磨町、明石市、加古川市、高砂市、稲美町)の障害福祉サービス及び障害児通所サービス事業所

#### アンケートでの主な意見

- 家族や知人など、身近に障がいがある人が6割以上います。また障がいのある人が困っているとき、身近にいるの方が手助けに積極的と回答しました。手助けをしない理由としては、「本当に困っているか分からない」と回答した人が62%、「手助けの方法が分からない」が50%でした。(複数回答可)
- 障害のある人は、4割以上の方が播磨町は暮らしやすいと回答していますが、一般の人には障害のある人にとって播磨町は2割の人が暮らしやすいと思うと回答しています。
- 障がいについての住民理解を深めるために必要なものは、「学校教育や人権教育の充実」と回答した人が41%、「障がいのある人との交流の機会」が33%でした。(複数回答可)
- バリアフリーやヘルプマーク等の言葉の認知度は、若年層の方が高い傾向にありました。
- 障がいのある人にとって、「将来の住まいがあるかどうか不安」と回答した人が3割、また「将来必要な介助や支援を受けられるか不安」と回答した人が3割を超えました。
- 福祉サービスの情報の入手先は、「役場」が38%、「広報はりま」が25%で、「総合相談窓口」は3%でした。
- 相談窓口が一番望むことは、「予約なしで気軽に相談できる」が23%、「日常の悩みなどを気軽に相談できる」が13%でした。
- 週に1度も外出しない人は、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が17%となっており、「身体障害者手帳」や「療育手帳所持者」よりも高い値となっていました。
- 障害福祉サービス及び障害児通所サービス事業所にとって、運営上の課題は「職員の確保、定着」が61%、「職員の質の向上」が54%でした。(複数回答可)

## 2. ワークショップ

播磨町地域自立支援協議会主催によるワークショップを行い、播磨町の現状を知り、どうすればみんなが幸せに暮らしていけるのか、自分は何ができるか等を話し合いました。

### ワークショップでの主な意見

- 障がいに対する偏見がある。
- 障がいを社会モデルとして捉えられていない。
- 障がいのある子どもも地域の学校に通いやすい町になってほしい。
- 発達検査をしたくても、長期間待たされる。
- 発達検査のアフターフォローを充実してほしい。
- 働く場所や働き方のバリエーションが少なく、賃金が低い。
- 緊急時に助けてくれるところがない。
- ヘルパーが不足している。
- お金のことや契約のことについて、知識不足である。
- 災害時の避難所の設備や対応に不安がある。
- 避難訓練を実施し、参加していく必要がある。



障害福祉の視点からまちづくりを考える  
ミニ情報提供会とワークショップ  
主催：播磨町地域自立支援協議会

誰もにとっても住みやすい、働きやすい、学びやすい、参加しやすいまちにするために  
どなたでも参加できます  
参加無料  
各回定員20名

どないしたらえんやろう井戸端会議

播磨町では、令和6年度からの障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画について、令和4年度からアンケート調査などの取り組みを行います。  
播磨町地域自立支援協議会でも、計画策定に意見を反映するために、播磨町の障害福祉の現状を知り、どうすれば、みんなが幸せに暮らしているのか、自分は何ができるか等を話し合います。  
播磨町を誰にとっても住みやすい、働きやすい、学びやすい、参加しやすいインクルーシブなまちにするために一緒に話し合しましょう。あなたの参加を、お待ちしております。

第1回 8月31日(水)9:30~12:00 福祉会館 テーマ：そだつ・まなぶ ＜ミニ情報提供会＞ 播磨町の障害者計画、支援学級、養育について 播磨町教育委員会 播磨町社会福祉協議会 播磨町自立支援協議会、放課後等デイサービスについて 播磨町社会福祉協議会	第4回 10月12日(水)9:30~12:00 福祉会館 テーマ：お金と契約 ＜ミニ情報提供会＞ 日常生活自立支援事業の紹介 播磨町社会福祉協議会
第2回 9月16日(金)9:30~12:00 会館 テーマ：はたらく ＜ミニ情報提供会＞ 就労前職の窓口から見てくるもの 等々 （はたらき方） ハローワーク加古川 加古川はぐさの家	第5回 11月18日(金)9:30~12:00 福祉会館 テーマ：防災 ＜ミニ情報提供会＞ いざという時に備えて 兵庫県防災士会東播磨エリサ
第3回 9月28日(水)9:30~12:00 福祉会館 テーマ：くらす ＜ミニ情報提供会＞ くまなくくらすも 兵庫県播磨町障害者相談支援コーディネーター 瀬口直樹氏	第6回 12月12日(月)13:30~15:00 会館 テーマ：アンケート調査の結果をふまえて 申込みは、裏面をご覧ください

### 3. ヒアリング調査

播磨町における障害者関係団体に面談でのヒアリング調査を実施しました。

#### ヒアリング調査での主な意見

- 会員の減少や、役員の成り手不足がある。
- 気軽に相談できる場所が欲しい。総合相談の認知度が低い。
- ヘルパーの確保が難しい。
- 余暇を過ごす居場所が欲しい。
- 先生や友人、周囲の人に障がいについてもっと知ってほしい。
- 子どもの頃から障がいのある人と交流する機会を増やしたい。
- 相談支援員の不足や、質の違いが大きい。
- 質のいい放課後等デイサービスの事業所を増やしてほしい。

## 4. 播磨町における課題のまとめ

上記で挙げた項目から、重要となる課題を大きく5つにまとめました。

1

つながる

障がい者本人や家族が必要とする支援やサービスの情報を提供できるよう、相談しやすい体制整備を行う必要があります。

2

そだつ

検診や病院で発達の遅れ等を指摘された際、福祉へつなげていく仕組みを整備する必要があります。また、障がいのある子ども地域の学校で学ぶことができるよう、インクルーシブ教育をさらに進めていく必要があります。

3

くらす

播磨町で安心して暮らすことができるよう、居住支援のための機能を持つ場を整備すること、また安全な生活環境の整備が必要となります。さらに、災害時の支援体制も整備する必要があります。

4

はたらく

適正のある就労先を見つけるため、町内で就労アセスメントができる仕組みが必要です。また多様な働き方ができるよう、福祉サービスの柔軟な利用も求められています。

学生の進路決定は学校の中で決められているが、今後福祉と連携することにより、相談支援などの充実を図っていく必要があります。

5

まもる

障害に対する知識不足、理解不足により偏見や差別が生じているため、障害についての啓発活動や研修等を行う必要があります。また、権利擁護を進め安心して暮らせる体制が求められています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本町のまちづくりの最上位計画である「第5次播磨町総合計画」において、まちづくりの将来像を「いいとこいっぱい！笑顔いっぱい！みんなでつくるふるさと はりま」とし、「日々の暮らしを快適で便利に過ごすことができるまち」「いつでも安心して暮らせるまち」「心安らぐふるさととして、いつまでも愛し、誇りに思えるまち」に10年後のイメージを願ったものです。

案1

誰もがともに支え合い、くらす共生のまち

案2

障がいの有無にかかわらず 共に尊重し支え合うまち

## 2. 基本指針(分野横断的視点)

基本理念を実現するにあたり欠かせない基本視点は次の通りです。各施策の縦の分野分けに捉われない横断的視点に留意しながら、施策や取組を推進します。

### 本人中心支援

障害福祉サービス等の提供やその他の支援について、家族や周囲の人だけで決定するのではなく、本人の思いや希望を尊重し、また考慮しながら決定をしていく姿勢を重視します。

### 分けない支援

インクルーシブ教育の理念の実現に向け、障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に教育を受けられる環境整備と合理的配慮の提供を進めます。

### 参加・参画のバリアを下げる

政策決定の場での障がいのある人が参画しやすい仕組みづくりを進めます。また、必要な情報が、障がいの特性に関わらず受け取ることができる支援体制など、参加・参画しやすい環境が必要です。

### 社会的孤立を防ぐ

住民の生活そのものや、生活を送る中で直面する困難や生きづらさに対応するため、重層的支援体制を進め、分野を越えた複合的な課題解決を目指します。

### 権利擁護を基盤とした相談支援

相談支援において当事者に寄り添い、必要な情報を提供し、本人の意欲や意向を引き出した自己決定のもと、障がいのある人が地域で暮らすために必要な支援につなげることが必要です。

### 家族支援

当事者だけでなく、家族に対しても、障害等に向き合う方法や、必要なサービスや支援に関する情報、知識の提供や、必要に応じて心身のケアが受けられる環境が求められています。

### 3. 重点目標と重点施策

基本理念の実現に向けて、各分野で施策を推進します。

#### 分野1

#### つながる

障がいのある人やその家族への情報提供が適切に行える相談体制、また重層的相談についても対応できる体制を整えます。

重点	重層的相談体制の確立
施策	基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築

#### 重層的相談体制の確立→地域福祉計画？

子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した相談に対応するため、専門性の向上や、機能強化を進めます。

#### 基幹相談支援センターを中心としたネットワークの構築

基幹相談支援センターを中心に、地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関、民生委員など関係機関との連携をさらに進めるためネットワークの構築を図ります。

#### 分野2

#### そだつ

療育につなげていく仕組みづくりとその後の子育ての支援を強化し、障がいのある子ども地域の学校と一緒に学ぶことができる体制を進めます。

重点	療育につなげていく仕組みづくり
施策	インクルーシブ教育の推進

#### 療育につなげていく仕組みづくり

検診や病院などで発達等を指摘された際、どのように療育に繋げていくかを整備していく必要があります。また、その仕組みを整備するため、コーディネーターや専門の人材を確保する必要があります。

## インクルーシブ教育の推進

障がいの有無に関わらず地域の学校に通うことができるよう、関係機関と連携を図りながら環境整備を進めます。また合理的配慮の提供を進めます。

### 分野3

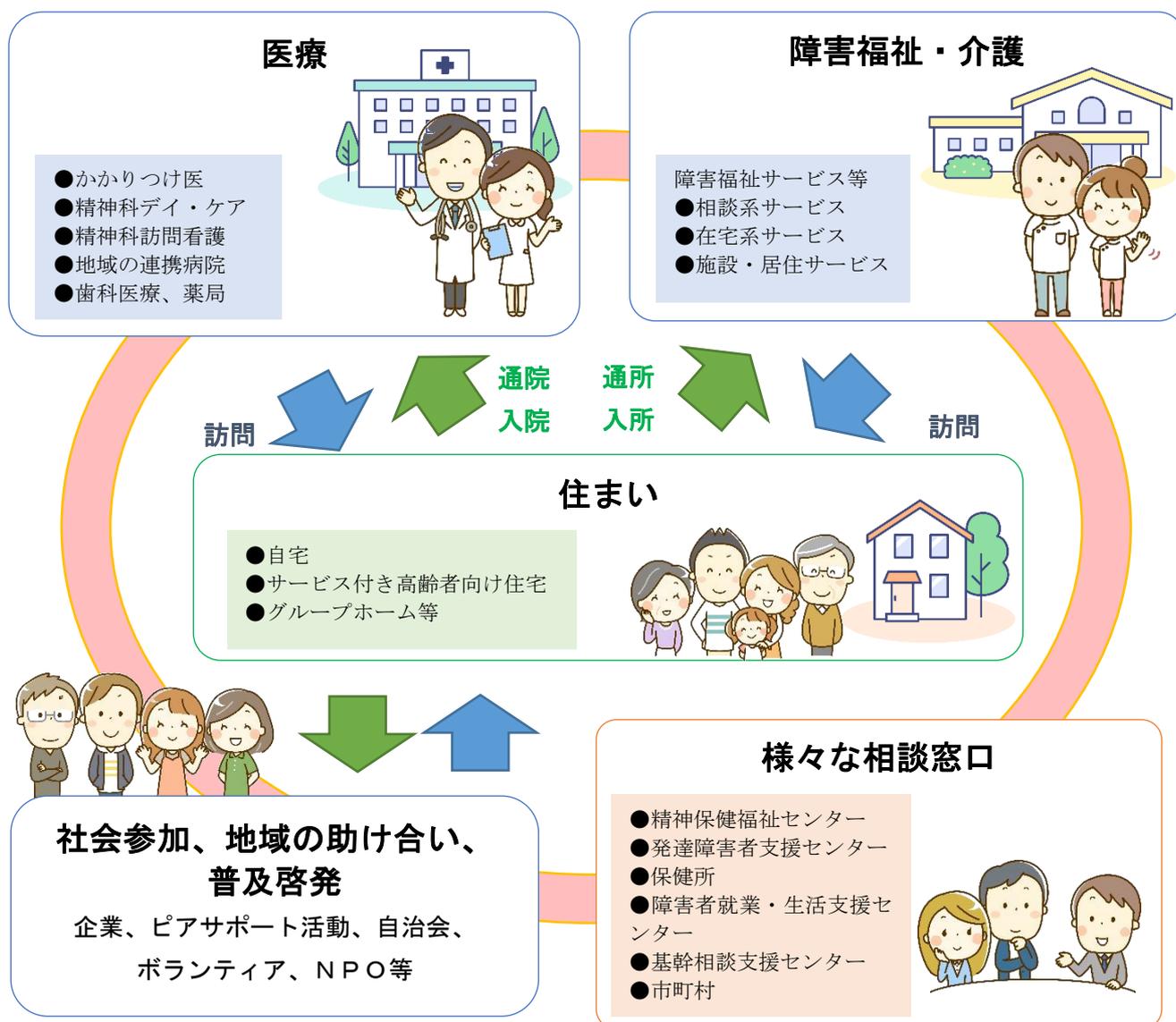
#### くらす

障がいのある人が地域で安心して暮らせる体制整備を目指すため、地域生活を支援する人材の確保や育成を進めます。また地域の居場所づくりや緊急時の地域生活支援拠点の整備を行います。さらに災害時の支援体制の充実を目指します。

#### 重点 施策

精神にも対応した地域包括ケアシステムの構築※<sup>1</sup>  
地域生活支援拠点の整備※<sup>2</sup>  
個別避難計画づくりの推進

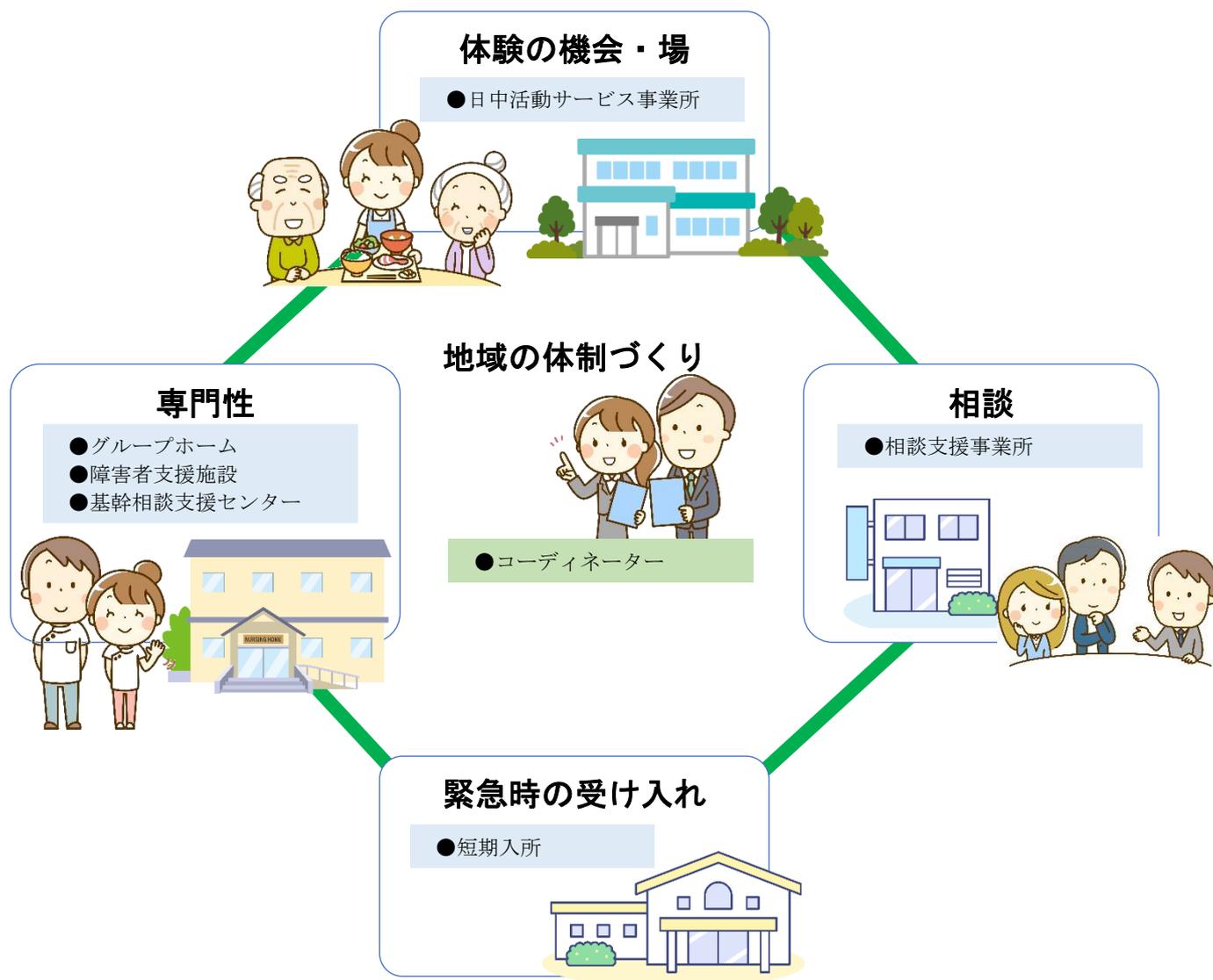
## 精神にも対応した地域包括ケアシステムの構築※1



■精神にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ

- ① 地域ネットワークの構築  
地域生活移行に向け、入退院に関する連携の強化を図り、精神障害者の地域生活への移行・定着の仕組みを作ります。
- ② 地域課題に関する協議  
地域で暮らす精神障害者の居場所として、地域活動支援センターの機能を見直し、本人や家族がいつでも相談でき、活動できる環境を整備します。
- ③ 啓発等事業推進  
地域住民にメンタルヘルスに関する啓発を行い、精神障害に関する理解を深めるための「心のサポーター」を要請します。

## 地域生活支援拠点の整備<sup>※2</sup>



### ■地域生活支援拠点(面的整備)のイメージ

#### 地域生活支援拠点の整備に向けた5つの機能

- 1.相談
- 2.緊急時の受け入れ・対応
- 3.体験の機会・場(グループホームにおいて体験できる場の整備)
- 4.専門的人材の確保・養成
- 5.地域の体制づくり

- ① 子ども時代からの体験の重要性  
協働により体験の場を整備する必要があります。
- ② 現在あるサービスの拡充  
日中支援の短期入所の拡充と緊急時の指定に努めます。
- ③ 親なき後  
地域生活維持のための家族支援の充実を図ります。

### 個別避難計画づくりの推進

個別避難計画の作成プロセスを構築し、作成を進めていきます。

## 分野4 はたらく

多様な働き方を進め、また就労選択支援の充実を図り、障がいのある人の就労支援を進めます。

重点  
施策

就労選択支援の充実

### 就労選択支援の充実

本人の希望や特性を考慮した就労アセスメントを作成できるよう、仕組みづくりの構築を図ります。また、学校教育と福祉の連携を進めます。さらに、多様な働き方ができるよう、福祉サービスの柔軟な利用を進めます。

## 分野5

### まもる

障がいに対する理解促進や差別解消を進め、また障がいのある人の権利擁護を推進します。

重点	合理的配慮の広報啓発活動
施策	成年後見センター制度の活用

#### 合理的配慮の広報啓発活動

障がいについて理解促進を進め、また合理的配慮について具体例を示しながら啓発活動についても実施します。

#### 成年後見センター制度の活用

